

広告バナー掲載申込書

平成 年 月 日

黒磯観光協会 様

下記の内容にて、黒磯観光協会WEBサイトへの広告バナー掲載を申し込みます。その際、当協会が提示する「黒磯観光協会ホームページ広告バナー掲載取扱要項」の内容に同意し遵守いたします。

【 掲 載 申 込 者 】

ふりがな 会社名			
ふりがな 担当者名	印		
住所	〒 - 栃木県		
電話番号	0287 - -	FAX番号	0287 - -
E-mail	@		
申込者区分	<input type="checkbox"/> 協会員 <input type="checkbox"/> 非協会員		

【 掲 載 内 容 】

リンク先 URL	http://
掲載期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (1年)
備考	

【ご送付宛】

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108-2 那須塩原市役所内 黒磯観光協会事務局
TEL : 0287-62-7155 FAX : 0287-62-5979

黒磯観光協会バナー広告掲載取扱基準

この基準は、黒磯観光協会(以下「観光協会」という)が、インターネット上に公開しているホームページへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 掲載基準

観光協会ホームページに掲載するバナー広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、掲載内容並びに表現は公共性及び品位を持てるものでなければならない。

従って、以下に該当する内容のものは掲載しない。

- (1) 風俗営業または類似したもの
- (2) 政治活動に関する事
- (3) 宗教活動に関する事
- (4) その他、掲載内容が適当でないと観光協会が判断したもの

2. 上記のものが掲載された場合は、事務局が速やかに削除することとする。

2. 掲載期間

掲載する期間は、原則として1年単位とする。年の途中から掲載を希望される場合は翌月1日からの掲載とし、掲載料金は月単位で計算する。日割り計算はしない。掲載料金は、ホームページ内「バナー広告掲載について」を参照。

3. 掲載の申請

掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(第1号様式)及びバナーデータを、掲載希望開始の前月10日までに観光協会に提出しなければならない。

4. 掲載料の支払い

申込者は、広告開始の前月20日までに広告掲載料を一括して支払わなければならない。その際、振込などにかかる手数料は申込者の負担とする。

5. 更新

更新については、原則自動更新とする。更新を希望しない場合は、バナー掲載終了の3ヶ月前に事務局へその旨を通達することとする。

6. 責任

広告主は、広告の内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

7. その他

この規約に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、ホームページ内「バナー広告掲載について」を参照。

附則 この基準は、平成21年10月29日から施行する。